「第８期生駒市障がい者福祉計画」（骨子案）

資料２

1 趣旨

「第７期生駒市障がい者福祉計画」が令和８年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨、障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進する、新たな「第８期生駒市障がい者福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

○　障害者計画

「障害者基本法」第 11 条第３項に規定する「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）」で、本市における障がい者施策の基本的な理念と方向性を定めています。

○　障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第 88 条第１項に規定する「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条の 20 第１項に規定する「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

また、本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っていきます。

3 計画の位置づけ

障がい者福祉計画は、令和９年度から１１年度までの３年間を計画期間とします。

令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
第７期生駒市障がい者福祉計画			第８期生駒市障がい者福祉計画		

4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい（心の病等の精神疾患を含む。）、難病等があるために日常生活または社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方、そのご家族や支援者、地域住民の方など、支援の担い手、理解者となりうる全市民を計画の対象とします。

5 計画の策定体制

（１）生駒市障がい者地域自立支援協議会の開催

（２）アンケートの調査等の実施

（３）パブリックコメントの実施

6 【新計画】の策定ポイント

障がい者計画策定の主なポイント　【障害者基本計画（第５次）より】

（１）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者差別解消法等に基づく啓発活動を通じた、差別解消や合理的配慮の提供の推進
 - ・障害者虐待防止法等の運用を通じた虐待の未然防止、早期発見、防止の取組推進
 - ・強度行動障がいを有する者の支援体制整備

（２）安全・安心な生活環境の整備
- ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
 - ・住環境、移動環境、施設等のアクセシビリティ向上の推進
 - ・公営住宅のバリアフリー化や民間賃貸住宅の活用促進、グループホーム整備等による住環境整備
 - ・ハード・ソフト両面でのバリアフリーの推進

（３）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ○障害者に配慮した情報通信･放送･出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
 - ・公共インフラとしての電話リレーサービスの普及
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣、行政情報のアクセシビリティ向上

（４）防災、防犯等の推進
- ○災害発生時における障がい特性に配慮した支援
 - ・障害特性に配慮した多様な伝達手段や方法による情報伝達の体制や環境の整備
 - ・福祉避難所の確保、避難所における障がい特性に応じた支援
 - ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

（５）行政等における配慮の充実
- ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・司法手続（民事・刑事）における意思疎通手段の確保
 - ・障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
 - ・職員への障がい者理解促進研修の実施

（６）保健・医療の推進
- ○精神障害者の早期退院と地域移行・地域定着、社会的入院の解消
 - ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
 - ・学校、職域、地域での心の健康づくり対策の推進、精神疾患の予防と早期発見・支援
 - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（７）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
 - ・意思決定支援の質の向上や成年後見制度の適切な利用促進
 - ・基幹相談支援センターの設置促進や関係機関との連携強化による相談支援体制の整備
 - ・地域生活支援拠点等の整備、グループホームの整備促進

（８）教育の振興
- ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
 - ・校内支援体制の構築や専門家との連携により、多様なニーズに応じた支援の提供
 - ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
 - ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

（９）雇用・就業、経済的自立の支援
- ○多様な就業機会の確保と総合的な就労支援
 - ・地域の関係機関が連携した雇用前･後の一貫した支援、就業･生活両面の一体的支援
 - ・障害者就労施設等からの物品・サービスの優先調達の推進による就労継続支援事業所等の工賃向上
 - ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進

（10）文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
 - ・国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加を促進
 - ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
 - ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

（11）国際社会での協力・連携の推進
- ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・SDGs 達成のため、障がい者を含めた「誰一人取り残さない」取組の推進
 - ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

7　新計画の骨子案（体系案）

【現行計画】の体系	アンケート調査結果の現状と課題	【新計画】の計画目標（案）	【新計画】修正の視点
基本目標１ **生涯を通じた保健・医療サービスと療育・保育・教育の充実** （１）保健・医療サービス等の充実 ① 保健サービスの充実 ② 医療サービス等の充実 ③ 医療的ケア児への支援 （２）早期療育・保育・教育の充実 ① 早期療育・保育の充実 ② 教育の充実	・※※※		